町からのお知らせ

# 健康福祉課に 『こどもグループ』が できました!

町では、子ども・子育て支援新制度が4月からスタートしたことに伴い、子育て支援をより充実させるために、「こどもグループ」を健康福祉課(勤労青少年ホーム内)に新設しました。

幼稚園の申し込み等の手続きも「こどもグループ」が窓口となりますので、お気軽にお問合せください。

#### <主な業務>

子育て支援対策、児童虐待防止対策 幼稚園・保育所・つどいの広場

児童館・児童ふれあい交流館・放課後児童クラブ

児童手当・児童扶養手当 など

●問い合わせ先 健康福祉課 ☎ 62-2115 :

# 行政相談委員の紹介

総務省では、4月1日 付で鏡石町担当の行政相 談委員として、太田成雄 さんを委嘱しました。

行政相談委員は、国・ 県・市町村の仕事を始め、 年金事務所などの特殊法 人との間に立ち、問題解 決を促すよう相談に応じ ます。



太田 成雄さん(不時沼) ☎62-2371

5月1日 金から31日 日までは、「福島さわやか行政相談キャンペーン」期間です。行政相談委員はいつでも相談に応じていますが、次のところで相談所を開設しておりますので、お気軽にご相談ください。日時 毎月第1日曜日 午後1時30分~午後3時30分場所 町勤労青少年ホーム

●問い合わせ先 総務課 ☎ 62-2111

町民の みなさん よろしく お願いします!! 平成27年度に町職員として4人の職員が採用されました。ここでは、町民のみなさんに顔を覚えていただくためんに顔を覚えていただくためる年度の町職員数は100名となり、平成26年4月1日名となり、平成26年4月1日名となり、平成26年4月1日名となり、平成26年4月1日名となり、平成26年4月1日名となり、平成26年4月1日名となり、平成26年4月1日名となり、平成26年4月1日名となり、平成26年4月1日名となり、平成26年4月1日名となり、平成26年4月1日名となり、平成26年4月1日の職員が採用されました。

た。ここでは、町民のみな。 平成27年度に町職員とし 平成7年度に町職員とし

町民のみなさま に親しんでもらえる ような職員になれる よう頑張ります!

町の教育振興に 貢献できるよう全 力を尽くします。 一つ一つの仕事に 責任を持ち、信頼され る職員になれるよう 頑張ります! 鏡石町の魅力を 町内外にどんどん 発信できるよう頑 張ります!



角田恒平

教育課主事 伊藤美咲





# 10月から一人ひとりにマイナンバー(個人番号)通知

# マイナンバー 三社会保障。税番号制度=

今年10月から、住民票を有する全ての方に1人1つの番号(12桁)マイナンバーが通知されます。このマイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤を作るためのもので、来年1月から、年金や医療、福祉などの社会保障や税、災害対策分野の中で、法律に定められた行政手続きに利用されることになります。

## **(マイナンバーの利用ケース)**

- ①毎年6月の「児童手当の現況届」の際にマイナンバーを提示
- ②厚生年金の裁定請求の際にマイナンバーを提示
- ③証券会社や保険会社等にマイナンバーを提示し、法定調書記載
- (4)勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票等を記載

#### ●国民の利便性の向上

行政手続きで求められていた「添付書類」の削減など、行政手続きが簡素化され、国民負担が軽減されます。

### ●行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や 労力が大幅に削減されます。

#### ●公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや 給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行 うことができます。

## 個人番号カードを交付

10月のマイナンバー通知後に、「個人番号カード」の申請をするとカードが交付されます。 このカードは、本人確認のための身分証明書として使えるほか、e-Tax等の電子申請等が 使える電子証明書も標準搭載されています。また、民間事業者も、税や社会保険の手続きでマイ ナンバーを取り扱います。

これまでの「住基カード」は有効期限まで利用できます。ただし、個人番号カードとの重複所 持はできません。マイナンバー(社会保障・税番号制度)については、今後詳しい内容が決定次 第、お知らせします。



●問い合わせ先 税務町民課 ☎ 62 - 2112